

植物防疫所 植物防疫情報

発行所 農林水産省 門司植物防疫所
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎内 TEL:093-321-2601

植物防疫所HP
QRコード

植物防疫所 検索

発行年月：令和6年7月
無断転載禁止
ISSN 2186-1625

公式キャラクター
びーさゆん

輸出検査申請における eMAFF 導入から 1 年

1 はじめに

令和5年4月1日付けで改正植物防疫法及び同法施行規則が施行され、輸出検査に関して、植物検疫対象物品、検査の実施方法のほか、検査申請書の提出方法も変更になり、eMAFF システムを利用した申請手続きが導入されました。

2 eMAFF とは

農林水産省共通申請サービス、通称 eMAFF。聞き慣れないシステムの登場に驚かれた方もいるかもしれません。このシステムの導入は、デジタルトランスフォーメーション（DX：社会全体のデジタル技術を活用した変革）の加速化がきっかけです。

農林水産省においても、DX 実現に向けた取組を進めているなかで、行政サービスを利用する皆さまの利便性向上や行政実務の効率化を図ることができるよう整備されたのが eMAFF です。農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができます。

一般的な eMAFF によるオンライン申請のメリットは以下のようなものがあります。

- 市役所などの窓口に行かなくともいつでも自宅や職場のパソコンやスマートフォン、タブレットから申請ができます。

- eMAFFに各種手続きが掲載されているため、ワンストップ（一か所でサービス実現）で各種申請手続きが可能になります。
- eMAFFに申請情報が蓄積されるため、紙で管理する手間が省けます。
- 蓄積された申請情報が申請フォームに自動転記されるなど、ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出（再入力）不要）により、入力作業が楽になります。
- eMAFFで自分が行った申請の状況を把握することができます。
- 経済産業省が構築した法人共通認証基盤（GビズID）で払い出されるIDを利用することにより、書類への押印を省略することができます。また、二要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認を行います。

植物防疫所の輸出検査申請では、これまで紙や電子メールなどで提出していただいていた栽培地検査申請書、目視検査申請書などの申請手続きのオンライン化を進め、より便利にすることを目的としています。

3 輸出検疫での eMAFF 活用

輸出検査時に提出する書類として、栽培地検査、目視検査、精密検査などの区分別の検査の報告書が必要な場合があります。これらの検査のための申請書の記載項目には、検査の対象となる種

類・名称、形態・用途、ロット・品種名、輸入国名など、記載項目が多くあります。これらの申請は紙で申請することも可能ですが、eMAFFを活用することで次のようなメリットがあります。

①タイムリーに申請ができる

申請手続きをeMAFFで行うことで、植物防疫所に直接訪れることなく、オンラインで申請手続きができます。また、栽培地検査では、植物を栽培する場所で検査を受ける必要があるため、場合によっては、それぞれの栽培地を管轄する植物防疫所へ申請を提出する必要がありますが、eMAFFでは、「提出」ボタンを押すだけで瞬時に各植物防疫所に必要な書類を提出することが可能です。

②お問合せ機能：円滑に連絡ができる

eMAFFには「お問合せ機能」があり、この機能を使えば書類の内容に不備が見つかった場合、この機能を利用して連絡・訂正作業を行うことが可能です。この「お問合せ機能」に記入した内容は、記録として残ることから、電話連絡で起こり得る聞き間違いによるミスが減り、申請の訂正手続きがスムーズになります。

③コピー機能：申請がスピーディーにできる

eMAFFの申請手続きではコピー機能もあり、繰り返し申請する場合も入力事項を減らすことができます。また、過去に申請した内容を流用することも可能であるため、入力作業の手間を省くことができます。申請を行う輸出者の皆様からは、特に輸出繁忙期において、作成する書類・手続きなどが多くなると聞きます。少しでも手続きが簡略化されることで、ミスがなくなり、タイムロスなく検査を受けることが可能となります。

4 eMAFF 導入から一年経過後の状況

植物防疫所内の区分別検査申請は全体 2,319 件で、うち申請者からの eMAFF による申請は 1,183 件となっています。内訳は栽培地検査 523 件、精密検査 445 件、消毒検査 94 件、目視検査 121 件となっています。eMAFF 利用開始初年度ということもあり、eMAFF での申請割合は低いですが、今後、その割合が増えることを期待しています。

なお、令和 6 年 4 月から 1 申請あたり入力可能な植物名の欄数が 5 から 20 へと増えました。

今後も可能な限り利用される皆様の利便性に沿ったシステムとなるよう見直していきたいと思っています。

以下の植物防疫所のホームページに eMAFF に関する情報のほか、各種マニュアルもありますのでぜひご活用ください。

植物防疫所 HP > 重要なお知らせ > 輸出検査の重要なお知らせ

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/index.html>





九州北部の海空港における携帯品検疫の状況について

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置付けが「5類」に移行して以来、訪日外国人旅行者が増加し続けており、国際海空港での国際便の入港隻（機）数や入国者数はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。

九州北部に位置する福岡空港、北九州空港、佐賀空港、長崎空港、熊本空港などの空港や、博多港、厳原港・比田勝港、下関港などの海港の国際便も順調に復調しています。

九州北部は韓国、台湾、中国といった国（地域）と地理的に近接しており、これまでも東アジアの玄関口として同地域からの国際便の就航が盛んであり、現在も韓国や台湾からの旅行者が目立っています。このうち、福岡空港では10の国（地域）から18路線の国際便が就航（令和6年4月時点）しています。回復が遅れていた中国便も再開され始め、更なる就航便数の増加が見込まれています。

また、北九州空港、熊本空港などの空港でも、韓国便や台湾便を中心に復調しており、今後、中国便などが再開されれば、各空港ともコロナ禍前を超える水準の就航も見込まれます。

一方、海港では、コロナ禍前、韓国からの入国者数が対馬（厳原港、比田勝港）は約40万人、博多港は約20万人、下関港は約9万人と全国の海港の中でもトップクラスで、中規模の国際空港並みの実績でした。これら韓国からの船舶を利用した人の往来についても復調しつつあります。これらの船舶では、貨物扱いの荷物類のほか、旅客の自動車や自転車といったものも積載されることがあり、通常の携帯品検査に加え、自転車などに対する土壌付着の確認も実施しています。

これらの海空港に対して、門司植物防疫所では、職員が常駐する福岡空港、下関港を除き、それら海空港を所管する事務所からの出張対応により検査業務を実施していますが、国際便の復調に合わせ、着実に対応できるよう、シフト勤務の再開、アレンジを行っています。

特に現在、朝鮮半島でアフリカ豚熱の発生が広がっていることもあり、これまで以上に動物検疫所との連携を密にし、動植物検疫探知犬による探知活動や防疫官による入国者へのきめ細やかな声掛けなどを通じて、違反品の持込みの阻止に向けた取組の強化を図っています。

引き続き、税関、航空会社、船舶代理店などとも連携しつつ、的確な検疫を実施していくこととしています。



北九州空港に入港する航空機（ジンエアー）



博多港に入港する高速船（クイーンビートル）



- (1) 植物防疫所ホームページに専門講習開催日程の公表。
- (2) 植物防疫所へ受講申込書の提出（メール、郵送など）。
- (3) 植物防疫所から受講票及び専門講習実施案内を受講者にメールで送付。
- (4) 非対面方式による講習の実施（講習資料など※を利用し受講者が自己学習）。
- (5) 非対面方式による筆記試験及び実技試験の実施（受講者は期限内に試験問題※の解答をメールで植物防疫所に送信）。
- (6) オンライン面接による口述試験の実施（Microsoft Teams などの Web 会議システム）。

なお、令和6年度の専門講習の開催についての情報は、令和6年6月17日付けで植物防疫所ホームページ <https://www.maff.go.jp/pps/j/information/kousyuu/index.html> に公表をしていますので、ご確認ください（令和6年度の募集は7月17日で締め切りました。）。





九州におけるカンキツグリーニング病菌の発生及び防除状況について

カンキツグリーニング病とは

カンキツグリーニング病（以下「CG 病」という。）を引き起こすカンキツグリーニング病菌は、アフリカ型、アジア型、アメリカ型の 3 型が知られており、日本国内にはアジア型（*Candidatus Liberibacter asiaticus*）が発生しています。

CG 病は、アジア、アフリカ、アメリカ、中南米などで発生しているカンキツ類の重要病害で、感染した樹は、葉が黄色くなったり小さくなったりして、やがて衰弱して枯れてしまいます。また、果実が大きくなり着色不良で緑色のままの部分が残るため、カンキツグリーニング病と呼ばれています。

日本国内での発生状況と防除への取組

国内では、昭和 63（1988）年に沖縄県の西表島で初めて CG 病の感染樹が確認され、その後沖縄県の各地で発生が確認されました。

九州では、平成 14 年に鹿児島県の与論島で初めて感染樹が確認され、その後、鹿児島県の喜界島、徳之島及び沖永良部島で発生が確認されました。

CG 病は、接ぎ木やミカンキジラミで伝染することから、まん延防止のため、国内の発生地域から未発生地域へのカンキツ類の苗木などの持込みが法律で制限されています。

鹿児島県の CG 病発生地域では、県や市町村、植物防疫所が発生状況調査を実施するとともに、感染樹の伐採やミカンキジラミの防除を行い、発生拡大を防いでいます。

こうした取組みの結果、喜界島では平成 24 年に CG 病が根絶されました。また徳之島では、国の確認調査を経て、令和 5 年に根絶を確認しました。

病害虫のまん延防止に向けて

徳之島での CG 病の根絶により、令和 6 年 4 月

22 日付けで植物防疫法施行規則が改正され、徳之島からカンキツ類の苗木などの持出しが自由になるようになりました。地元ではカンキツ類の生産振興が期待されています。

病害虫のまん延防止には、発生地域での防除はもちろん、発生地域から未発生地域に病害虫やそれらが寄生・罹病する恐れがある植物を持込まないことが大変重要です。その観点から、植物防疫所では、病害虫などの移動規制に係る広報について特に強化した活動を年 3 回行っています。詳しくは、植物防疫所のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。



左：感染樹（衰弱した樹）

右：健全な樹



徳之島での調査風景



「植物検疫」水際の最前線（第4回） 花き卸売市場における花き類の輸出検査現場から

皆さんが店頭で見かける色鮮やかな切り花、四季折々の鉢植えが販売されるまでの道のりをご存じですか？

一般的に日本各地の生産者によって生産された切り花や鉢植えなどの花き類は、花き卸売市場へ輸送され、競りにかけられます。その後、卸売業者からスーパーや生花店などの小売店へ卸され、皆さんが購入できるようになるわけです。

今回の現場レポートは、名古屋植物防疫所の輸出検査の中で、全検査件数の4割を占める愛知県豊明市の花き卸売市場での検査の様子をご紹介します。



豊明市の花き卸売市場（検査場所の状況）

この花き卸売市場では主に国内に流通する花き類を取り扱っていますが、一部の花き類は香港、シンガポール、中国、台湾、オーストラリア、アラブ首長国連邦などの諸外国へ輸出されています。

海外へ植物を輸出するには諸外国が定める要求事項に従って検査を行わなければなりません。

輸出先国によって要求事項が異なるため、私たち検査官は検査前に慎重に要求事項を確認しています。

一例として台湾向け切り花の要求事項と輸出検査をご紹介します。

台湾植物検疫機関は台湾に輸入される植物にミカンキイロアザミウマ (*Frankliniella occidentalis*) などの害虫や植物の中に寄生するナミクキセン

チュウ (*Ditylenchus dipsaci*)、サクラ胴枯病菌 (*Valsa ambiens*) などの病害が付着していないことを植物の種類に応じて要求しています。

これらの要求に対応するため、輸出検査は目視検査と精密検査の二つの検査を行います。

目視検査では、切り花に付着する病虫害の有無を目視で確認します。精密検査は目視検査で発見することができない病虫害を発見することが目的です。ナミクキセンチュウの精密検査では葉、花などを一部採取し、事務所に持ち帰って細断した後、分離工程を経て顕微鏡で線虫の有無を確認します。

切り花は鮮度が落ちやすいため、輸出検査は丁寧かつ迅速に対応しています。

一方で、病虫害を見逃すことのないよう慎重な対応を心掛けています。

検査の結果、諸外国の要求を満たした植物については、合格証明書を発給します。

植物防疫所では、今回ご紹介した花き卸売市場の検査のほかにも種子、果物、野菜、木材など様々な植物の輸出検査を行っています。

海外に植物を送りたいと思われる方はお気軽にお近くの植物防疫所までお問い合わせください。



輸出検査風景



植物防疫所では、農産物の国際貿易に伴って植物の病害虫が侵入・まん延することを防ぐ輸出入植物検疫のほか、国内の病害虫のまん延を防ぐために移動規制、緊急防除及び指定種苗の検査といった国内植物検疫を実施しています。

今回はこのうち、移動規制について紹介します。

沖縄県、鹿児島県の奄美群島及びトカラ列島並びに東京都の小笠原諸島には、サツマイモ、カンキツ類などの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を国内の未発生地域に侵入・まん延させないため、対象となる病害虫はもちろんですが、一部の植物についても「植物防疫法」により未発生地域への持出しが禁止又は制限されています。

1 移動禁止・制限対象植物

- ①サツマイモ（塊根・茎葉）、空心菜（ヨウサイ）、アサガオ類、ヒルガオ類

※サツマイモ塊根は消毒（蒸熱処理）をすれば未発生地域への持出しができます。

- ②カンキツ類（ミカン、タンカン、ヒラミレモン（シークワサー））、フィンガーライム、ゾウノリンゴなどの苗木

※カンキツ類に限り、検査合格すれば持出しができます。また、果実や種子は持出しができます。

- ③オオバゲッキツ（カレーリーフ）、ゲッキツ、イチジクなどの苗木・茎葉

※検査合格すれば持出しができます。また、果実や種子は持出しができます。

2 移動禁止対象病害虫

- ①アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ：サツマイモの世界的な大害虫
②カンキツグリーニング病菌：カンキツ類の樹木を数年で枯死させる細菌
③ミカンキジラミ：カンキツグリーニング病菌を媒介する害虫
④アフリカマイマイ：多種類の野菜を食害する大型のカタツムリ

3 検査の状況

植物防疫所では、発生地域にある海空港において、貨物や旅客手荷物を対象とした検査及び消毒を行っています。

令和4年度の実績は以下のとおりです。

- ①のサツマイモ塊根については、飽和水蒸気で

徐々に加熱することにより、発芽能力を保ったまま殺虫することができます。44件266.1kgについて消毒確認を行いました。



蒸熱処理風景

②のカンキツ類の苗木については、カンキツグリーニング病に感染していないことが確認できれば発生地域から持出すことができるため、遺伝子診断や接木後の観察による生物検定を行っています。ヒラミレモン苗木3件3本、ライム苗木1件1本について検査を実施しました。

③のオオバゲッキツなどの苗木・茎葉については、ミカンキジラミの付着がないことを確認しています。オオバゲッキツ生茎葉274件1,038kg、オオバゲッキツ苗木11件14本、ゲッキツ苗木1件1本の検査を実施しました。

一方、30の海空港では、72,107隻（機）の船舶や航空機の乗客や貨物に対し、検査を行い、28件の移動規制対象植物の移動を防止しました。主な植物としては、検査・消毒がされていないサツマイモが7件、カンキツ生茎葉が5件及びグンバイヒルガオが7件となっています。

移動規制対象植物や移動禁止対象病害虫の持出しを防ぐには、地元の皆様や観光客、業者の方々に、この制度についてご理解いただくことが大変重要です。

そのため、植物防疫所では海空港での広報活動のほか、農業生産法人、宿泊施設、運送会社などへのリーフレットの配布、郵便局やスー



平敷屋港

パーマーズにポスターの掲示をお願いするなどの活動も行っています。

移動禁止対象病害虫が未発生地域にまん延してしまうと、根絶・防除のために長い年月と多大な費用が必要となるため、未然に侵入を防止することが重要です。

移動規制についての皆様のご理解とご協力をお願いします。



植物防疫所紹介 横浜植物防疫所（神奈川県横浜市）

横浜植物防疫所は、人口約 377 万人の横浜市に所在し、東日本に位置する 16 都道県（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨）を 6 支所、13 出張所と共に管轄しています。

横浜港は日米修好通商条約が締結された翌年の安政 6（1859）年に開港後、当初は生糸貿易の中心港として、後に京浜工業地帯の工業港として大きく発展してきました。大正 3（1914）年には、日本の植物検疫の始まりとなった「輸出入植物取締法」が施行され、農商務省植物検査所本所が横浜に設置され、職員 13 名で業務が開始されました。現在、横浜港のコンテナ取扱い貨物量は、東京港に次ぎ、国内第 2 位（令和 4 年速報値国土交通省調べ）、横浜植物防疫所での検査実績は令和 4 年貨物ベースで、輸入は約 4 万件、輸出は約 1 万件と海港の中でトップの実績となっています。

横浜植物防疫所には、組織運営に係る庶務・会計事務を行う総務部、輸出入・国内検疫を行う業務部のほか、植物防疫所唯一の部署である、消毒

技術の開発や病害虫などの調査研究を行う調査研究部、病害虫や草のリスク評価やリスク管理措置の検討・提案を行うリスク分析部があります。

横浜植物防疫所はみなとみらい地区に近く、周辺は歴史的な建造物と新しい高層建築が混在する人気の観光地であり、観光客も途絶えることはありません。国土の約 5 割を占める東日本において病害虫の侵入・まん延を防止するため、引き続き、横浜本所を中心に支所、出張所と連携し、植物検疫業務を的確に行ってまいります。



横浜第二合同庁舎

注目情報

植物防疫所のホームページ（<https://maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。
令和 6 年 6 月 25 日現在

【法令改正関係情報】

- 令和 6 年 6 月 17 日付けで「植物防疫法施行規則」及び「植物防疫法施行規則別表 1 の第 1 の 2 の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第 2 の 2 の項の農林水産大臣が指定する有害植物」が一部改正されました（令和 6 年 6 月 18 日施行）
- 「植物検疫制度の見直し」を更新しました（令和 6 年 6 月 12 日）
- 令和 6 年 6 月 5 日付けで「植物防疫法施行規則」が一部改正され、また、この改正に伴い「台湾産ヒロセウス・ウンダーツス生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「台湾産ヒロセウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました（令和 6 年 6 月 5 日施行）
- 種馬鈴しょ検疫に関する要領が改正され、シストセンチュウ発生地域が追加されました（令和 6 年 4 月 22 日施行）
- 「植物検疫制度の見直し」を更新しました（令和 6 年 4 月 26 日）
- ジャガイモシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました（令和 6 年 4 月 5 日）
- 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱の一部が改正されました（令和 6 年 4 月 1 日施行）
- アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、告示及び消費・安全局長通知が改正され、防除の期間が延長されました。また、浜松市の行政区の再編に伴い、防除を行う区域の名称が変更されました（省令：令和 6 年 3 月 31 日施行）
- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が改正され、防除の期間が延長されました（令和 6 年 3 月 29 日施行）
- 輸出検査実施要領の一部を改正しリモート検査の対象を拡大しました（令和 6 年 4 月 1 日施行）

【輸入植物検疫関係情報】

- 令和 6 年 5 月 10 日に掲載したチリ共和国に追加された検疫規制地域の名称について、チリ側から修正する旨の通知があり、以下のとおり修正しました（令和 6 年 5 月 23 日）
修正前：O' Higgins 州 Chibbarongo 郡
修正後：O' Higgins 州 Colchagua 郡
- チリ共和国 O' Higgins 州 Chibbarongo 郡において、チチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、同郡内の一部地域に検疫規制地域が追加されました（令和 6 年 5 月 10 日）
- Valparaiso 州 LosAndes 郡及び Metropolitan 州 Maipo 郡において、チチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、Valparaiso 州 LosAndes 郡及び隣接する SanFelipe de Aconcagua 郡並びに Metropolitan 州 Maipo 郡及び隣接する Santiago 郡内の一部地域に検疫規制地域が設定されました（令和 6 年 4 月 25 日）
- アラブ首長国連邦を経由して輸入されたイラン産ヤサイカラスウリ生果実及びアゼルバイジャン産ばんじろう生果実からミバエが発見された事例に伴う輸入検疫措置の実施について（令和 6 年 3 月 21 日）

【輸出植物検疫関係情報】

- 「各国の検疫条件」における南アフリカの情報を更新しました（令和 6 年 6 月 20 日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における英国の情報を更新しました（令和 6 年 6 月 4 日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和 6 年産もも・すもも）を更新しました（令和 6 年 5 月 10 日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和 6 年産もも・すもも）を更新しました（令和 6 年 4 月 15 日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（もも・さくらんぼ・ぶどう・なす）に掲載しました（令和 6 年 3 月 25 日施行）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるトルコの情報を更新しました（令和 6 年 3 月 29 日）
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました（令和 6 年 3 月 22 日）
- タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧（もも・さくらんぼ・ぶどう・なす）に掲載しました（令和 6 年 3 月 11 日）

【国内植物検疫関係情報】

- 植物等の移動規制についての移動規制の対象となる病害虫と寄主植物の一覧表を更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）
- 移動規制植物防疫及び消毒についてのカンキツ類の苗木等の検査を更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）
- 移動規制対象病害虫の発生地域の地図を更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報 No.133」に掲載しました（令和 6 年 3 月 15 日）

【その他のお知らせ】

- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報 No.134」に掲載しました（令和 6 年 6 月 17 日）
- 令和 6 年度「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習」の受付を開始しました（令和 6 年 6 月 17 日）
- 植物等の移動規制に関する広報活動のポスター・リーフレットを更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）
- 植物防疫所パンフレットを更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）
- マングパフレット「気をつけて！持ち出せない植物があります」を更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）
- 病害虫ギャラリー（侵入を警戒している主な病害虫）および（国内での移動規制）のイモゾウムシとカンキツグリーンング病菌の内容を更新しました（令和 6 年 4 月 22 日）

